



北海道大学

令和8年度後期

入学料減免（徴収猶予）及び
授業料減免＜独自制度＞

申請のしおり

令和8年8月31日

北海道大学学務部奨学・キャリア支援課奨学支援担当

《 目 次 》

I. はじめに

- 1. 申請者の遵守事項 P3
- 2. 個人情報の取扱い P3
- 3. 問い合わせ窓口 P3

II. 申請資格

- 1. 入学料減免（徴収猶予）の申請資格 P4
- 2. 授業料減免の申請資格 P4

III. 手続きの流れ P6

IV. 申請手続き

- 1. 本しおりの内容把握、申請書類の準備 P7
- 2. 申請書類の提出 P7
- 3. 不足書類等の連絡（申請者と本学担当者） P9
- 4. 判定結果の告知 P9
- 5. 入学料・授業料の納付（全額減免以外となった者） P10

V. 申請書類

- 1. 申請者区分 P11
- 2. 必要書類 P12

VI. 窓口一覧 P20

I. はじめに（重要な事項が記載されていますので、必ず読んでください）

北海道大学では、経済的理由により入学料や授業料を納付することが困難な学生に対し、入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免を実施しています。減免制度は、**日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度＜新制度＞**と、**北海道大学独自制度＜独自制度＞**の2種類により実施しています。

減免制度

＜新制度＞

対象学生は**日本人学部生（在留資格等が法定特別永住者や永住者等の者を含む）**です。

日本学生支援機構において決定する給付奨学金の支援区分に応じて入学料及び授業料が減免されます。第Ⅰ区分が全額減免、第Ⅱ区分が2/3減免、第Ⅲ区分が1/3減免です。また、支援区分にかかわらず多子世帯に該当する場合は全額減免です。

減免を希望する場合は、**給付奨学金への申込みと、入学料及び授業料減免への申請が必要です。**

新制度の申請資格、各種手続き等に関する詳細の内容については、別途通知します。

＜独自制度＞ **※本しおりでは、＜独自制度＞について説明しています。**

対象学生はP4～P5を確認してください。

入学料の減免区分は、全額減免及び半額減免です。また、入学料の徴収猶予制度があり、許可された場合、前期（4月）入学者は9月末日まで、後期（10月）入学者は2月末日まで入学料の納付が猶予されます。授業料の減免区分は、全額減免、半額減免及び1/4減免です。

減免者は、本学が定める学力基準及び家計基準の双方を満たす者のうち、減免予算額の範囲内で家計困窮度の高い者から順に決定します。そのため、減免者数は、減免予算額及び申請者数等により毎年度変動します。

独自制度の基準や手続き、申請書類等は随時見直しを行っています。申請にあたっては、最新のしおりを確認してください。



1. 申請者の遵守事項

申請者は学生本人です。申請にあたっては、次の事項を必ず遵守してください。遵守事項に反する場合は、「減免（徴収猶予）不許可」又は「減免（徴収猶予）取消し」とすることがあります。

申請者の遵守事項

- 本しおりを熟読及び理解し、申請内容について事実と異なる記入及び収入の申告漏れ、並びに不足書類がないようにしてください。
- 希望どおりに減免（徴収猶予）されるとは限らないことを理解し、減免（徴収猶予）されない場合の方策をあらかじめ検討した上で申請してください。
- 申請期間を過ぎた場合は申請書類が受理されないことを理解し、申請期間内に手続きを完了させてください。
- 本学担当者から、不明な点について問い合わせがあった場合や追加で書類の提出を求められた場合は、速やかに対応してください。
- 判定結果について、他者や過去の結果と比較して不服を申し立てないようにしてください。

2. 個人情報の取扱い

本申請に関する個人情報については、減免（徴収猶予）者の決定、今後の減免制度を検討するための統計資料等の作成に使用し、その他の目的には使用いたしません。

3. 問い合わせ窓口

○入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免担当窓口

北海道大学学務部奨学・キャリア支援課奨学支援担当

E-mail syogaku@academic.hokudai.ac.jp

※電話での問い合わせは受け付けていません。メールにより問い合わせしてください。

問い合わせの際は、メールの件名に「令和8年度後期授業料等減免について」、本文に学生番号（又は受験番号）及び学生氏名フルネームを必ず入力してください。

○入学料及び授業料の納付担当窓口

北海道大学財務部経理課収入担当

TEL (011)706-2048（直通）

II. 申請資格

1. 入学料減免（徴収猶予）の申請資格

入学料減免を申請する場合は、**入学料徴収猶予にも申請することとなります**。また、**入学料徴収猶予のみを申請**することもできます。

なお、入学料の支援を名目とする奨学金を受給する者は、入学料減免には申請できません。

対象学生

新入生のうち、**大学院生**及び**学部留学生**

対象要件

大学院生 : 次の①から④のいずれかの条件に該当する者

学部留学生 : 次の②から④のいずれかの条件に該当する者

入学料徴収猶予のみを申請する場合は、次の①から④のいずれかの条件に該当する者

- ① 経済的理由により入学料を納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 令和7年10月から令和8年9月までの間において、申請者の学資を主として負担している者（本しおりでは「学資負担者」と呼びます。）が死亡した場合
- ③ 令和7年10月から令和8年9月までの間において、申請者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震及び能登半島地震により、申請者又は学資負担者が被災した場合

学力基準

新入生は、学業優秀（学力基準を満たすもの）とみなします。

2. 授業料減免の申請資格

授業料減免を申請する場合は、**令和8年度後期において全期間在学**する必要があります。学期の途中で休学、退学又は修了を予定している者は、授業料減免には申請できません。

なお、授業料の支援を名目とする奨学金を受給する者は、授業料減免には申請できません。

対象学生

大学院生及び学部学生

対象要件

大学院生及び学部留学生 : 次の①から④のいずれかの条件に該当する者

日本人学部生 : 次の④の条件に該当する者

- ① 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 令和8年4月（新入生は令和7年10月）から令和8年9月までの間において、学資負担者が死亡した場合
- ③ 令和8年4月（新入生は令和7年10月）から令和8年9月までの間において、申請者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震及び能登半島地震により、申請者又は学資負担者が被災した場合

学力基準

次の学力基準を満たさない者の判定結果は「不許可」となります。

ただし、ひとり親世帯等の特別な事情がある者については、学力基準が緩和されます。

なお、新入生は、学業優秀（学力基準を満たすもの）とみなします。

課程	学力基準
学士課程	学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、授業料減免申請時までの通算 GPA が 2.70 以上の者
修士課程及び 専門職学位課程	学院等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、授業料減免申請時までの修得科目の学業成績の評定平均値が 2.00 ^(注) 以上の者
博士課程	学院等において、優秀と認められた者

注 修得科目の「秀」：4.0、「優」：3.0、「良」：2.0、「可」：1.0 とした場合の総和を修得した科目数で除した値

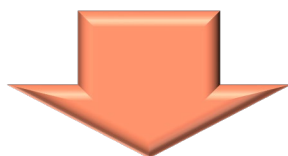
留年者、修業年限超過者の取扱い

- 令和8年10月1日時点において、**1年を超えて引き続き留年している者又は修業年限超過が1年を超える者は申請できません。**
- 授業料減免の取扱いでは、**休学期間は修業期間に含みます。**例えば、休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過が2年となります。
- 対象要件の②から④のいずれかの条件に該当する者は、1年を超えて引き続き留年している者又は修業年限超過が1年を超える者であっても申請できます。

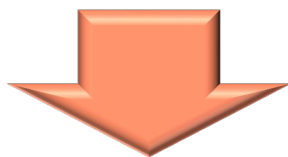
Ⅲ. 手続きの流れ

入学料減免（徴収猶予）・授業料減免共通

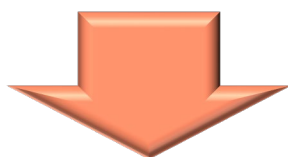
1. 本しおりの内容把握、申請書類の準備 …P7



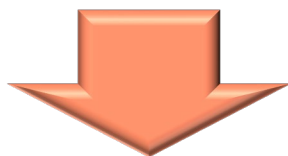
2. 申請書類の提出 …P7



3. 不足書類等の連絡（申請者と本学担当者） …P9



4. 判定結果の告知 …P9



5. 入学料・授業料の納付（全額減免以外となった者） …P10

IV. 申請手続き

1. 本しおりの内容把握、申請書類の準備

- 本しおりには、減免（徴収猶予）の申請に必要な情報が網羅されています。本しおりを熟読及び理解し、申請内容について事実と異なる記入及び収入の申告漏れ、並びに不足書類がないようにしてください。
- 本しおりから容易に確認できる事項についての問い合わせは控えてください。
- 希望どおりに減免（徴収猶予）されるとは限らないことを理解し、減免（徴収猶予）されない場合の方策をあらかじめ検討した上で申請してください。
- **申請書類は全て A 4 サイズで準備**してください。A 4 サイズよりも小さい書類は、A 4 用紙にコピーするか A 4 用紙に貼り付けてください。
- **申請書及び様式への記入は、パソコンを使用**してください。パソコンで記入できない場合は、ボールペンで丁寧に記入し、消えるボールペン、シャープペンシル及び鉛筆は使用しないでください。

2. 申請書類の提出

（1）申請期間

申請期間は次のとおりです。**申請期間を過ぎての申請は一切認めません。**

申請期間を過ぎた場合は申請書類が受理されないことを理解し、申請期間内に手続きを完了させてください。

例年、申請期間の終盤は提出窓口が大変混雑します。申請書類は早めに準備し、申請期間終了間際の提出とならないよう協力してください。

対象	申請期間
新入生	入学する学部、学院等において指定した期間
在学生	令和 8 年 9 月 7 日（月）～ 10 月 9 日（金） 17 時

※上記期間内に全ての書類を提出できない、申請書類の提出後に申請書や様式の加除修正が必要となった場合は、令和 8 年 10 月 16 日（金） 17 時までに追加提出してください。

(2) 申請書類の提出窓口及び提出方法

申請書類の提出窓口及び提出方法は次のとおりです。

課程	学年	提出窓口	提出方法
学士課程	1年生（留年者） 水産学部2年生	学務部奨学・キャリア支援課 奨学支援担当	郵送
	上記以外	入学（所属）する学部等の担当窓口（P20-P21 参照）	郵送又は持参（※）
修士課程、専門 職学位課程及び 博士課程	新入生	入学（所属）する学院等の担当窓口（P20-P21 参照）	郵送又は持参（※）
	在学生		郵送又は持参（※）

※入学（所属）する学部、学院等において指定する方法により提出してください。

授業料減免の申請書類を郵送により提出する場合の注意事項

- 封筒の表面に「授業料減免申請書類在中」と明記してください。
- 郵便が到着した旨の連絡は行いません。ご自身で追跡確認できる方法により郵送してください。
- 申請期間を過ぎて到着した郵便物は開封せず、そのまま返送します。消印有効ではありませんので、配達事情も考慮し郵送してください。

(3) 授業料減免の申請

- 前期に申請する場合は、「前後期一括申請」と「前期のみ申請」のどちらかを選択する必要があります。年間を通して申請を希望する場合は、「前後期一括申請」を選択してください。
- 前期で卒業又は修了する者や後期に休学する者等、後期に申請しないことが明らかな場合は、「前期のみ申請」を選択してください。
- 後期に内部進学を予定している場合は、「前期のみ申請」を選択してください。
- 後期に初めて申請する場合は、「後期のみ申請」を選択してください。
- 前期申請時に「前後期一括申請」を選択した場合であっても、後期申請時（10月1日時点）において前期（4月1日時点）の申請内容（家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等）から変更が生じた場合は、後期の申請期間に「後期変更申請」が必要です。変更が生じない場合、改めての申請は不要です。

3. 不足書類等の連絡（申請者と本学担当者）

- 申請書類の受理後において、確認事項や不足書類がある場合には、本学担当者から申請者へ連絡します。本学担当者から、不明な点について問い合わせがあった場合や追加で書類の提出を求められた場合は、速やかに対応してください。
- 申請書類について、提出窓口への提出時は内容に問題ないものとして受理された場合であっても、本学担当者の確認において新たに確認事項や不足書類が見つかることがあります。本学担当者から連絡があった場合は、誠実に対応してください。
- 本学担当者からの連絡に対する速やかな応答がない場合や指定された期日までに書類の提出がない場合は、申請者の遵守事項に反することとなりますので、注意してください。
- 申請書類に不備・不足がある場合は審査されませんので、判定結果は「不許可」となります。
- 申請者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合であっても、本学はその責を負いません。
- 申請書類に明らかな記入ミスがある場合は、申請者に連絡なく本学担当者において修正することがあります。

4. 判定結果の告知

（1）判定結果が告知されるまでの間の注意事項

- 判定結果が告知されるまでの間において、**入学料減免（徴収猶予）の申請者は当該学期の入学料、授業料減免の申請者は当該学期の授業料の納付が猶予**されます。
- 授業料の納付方法を口座振替としている場合は、判定結果が告知されるまでの間は引き落としされません。
- 入学料減免（徴収猶予）の申請者が入学を辞退した場合は、入学料の納付が必要です。
- 入学料減免（徴収猶予）の申請者が判定結果の告知前に入学料を納付した場合は、申請を取り下げたものとして取り扱います。
- 授業料減免の申請者が判定結果の告知前に休学、退学又は修了する場合は、申請を取り下げる必要があるため、速やかに所属する学部、学院等の担当窓口に申し出てください。

（2）判定結果の告知

- 令和9年1月頃に判定結果の決定通知書を交付する予定です。決定通知書はUnire上で交付しますので、告知日に確認してください。
- 判定結果について、他者や過去の結果と比較して不服を申し立てないようにしてください。
- 減免（徴収猶予）者の決定は、前期と後期にそれぞれ行いますので、授業料減免については、前期申請時に「前後期一括申請」を選択した場合であっても、後期の判定結果が前期と同じになるとは限りません。

5. 入学料・授業料の納付（全額減免以外となった者）

（１）入学料

- 入学料減免の判定結果が全額減免以外となった者、入学料徴収猶予の判定結果が不許可となった者は、判定結果に基づき改めて発行する振込依頼書により、**判定結果の告知日から起算して14日以内に入学料を納付**してください。
- 入学料徴収猶予の判定結果が許可となった者は、判定結果に基づき改めて発行する振込依頼書により、**令和9年2月末日までに入学料を納付**してください。
- 判定結果に基づき改めて発行する振込依頼書は、告知日に交付する予定です。
- **納付期限までに入学料を納付しない場合は、除籍となります。**

（２）授業料

- 授業料減免の判定結果が全額減免以外となった者は、判定結果に基づき改めて発行する振込依頼書により、**令和9年1月末日までに授業料を納付**してください。
- 判定結果に基づき改めて発行する振込依頼書は、令和9年1月中旬に保証書の「請求書の送付先」（外国人留学生は連絡先届出書の「学生連絡先」）に指定の住所へ郵送する予定です。
- 授業料の納付方法を口座振替としている場合は、**令和9年1月27日（水）に授業料が引き落とし**されます。

V. 申請書類

1. 申請者区分

申請書類は、申請者の状況に応じて必要な書類が異なります。申請書類を準備する際は、令和8年10月1日時点におけるご自身の状況について、次のAからCのどの申請者区分に該当するかを確認してください。

A 一般

「B独立生計者」と「C私費留学生」のどちらにも当てはまらない者

【家計支持者】

原則、父母両方（単身赴任等で別居の場合を含む）

※必要書類一覧表のチェック事項⑪の【ひとり親世帯の構成】①又は②に該当する場合は、家計を支持する者1名

【世帯構成員】

家計支持者のほか、申請者、家計支持者の所得税法上の扶養親族

【収入に関する書類の提出が必要な者】

家計支持者及び申請者

B 独立生計者

次の①から④の全ての条件に該当する者

※申請書類を確認した結果、当該申請者区分による申請が認められない場合があります。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でないこと
- ② 本人（又は配偶者）に生計維持に必要な収入・所得（預貯金を含む）があること
- ③ 父母等と別居していること
- ④ 父母等から経済的な援助を受けていないこと

【家計支持者】

申請者、配偶者

【世帯構成員】

家計支持者のほか、家計支持者の所得税法上の扶養親族

【収入に関する書類の提出が必要な者】

家計支持者

C 私費留学生

在留カード等の在留資格が「留学」になっている者

【家計支持者】

申請者、日本にいる配偶者

【世帯構成員】

家計支持者のほか、申請者と日本で同居する家族

【収入に関する書類の提出が必要な者】

家計支持者

2. 必要書類

必要書類は、次の必要書類一覧表のとおりです。

●必要書類一覧表

1. 申請者全員が提出する書類

必要書類
申請書 ○令和8年10月1日時点の情報を記入してください。 ○虚偽や申告漏れのないようにしてください。その事実が発覚した場合、「減免（徴収猶予）不許可」又は「減免（徴収猶予）取消し」となりますので注意してください。 ○家計状況の記入にあたっては、本一覧表に示す必要書類に基づき算出した金額を記入してください。本人の予測による申告はできません。
添付書類一覧表

2. 申請者区分に応じて提出する書類

(1) 「A一般」又は「B独立生計者」に該当する者が提出する書類

必要書類
収入に関する書類の提出が必要な者全員分の令和8年度課税（非課税）証明書の原本（3か月以内に発行されたもの） ○自治体によって証明書の名称は異なります。札幌市の場合は「所得（市民税・道民税・森林環境税）証明書」を提出してください。 ○令和7年分（令和7年1月から12月）の所得の内訳が記載されているものです。 ○都道府県民税及び市区町村民税の所得割額・均等割額、並びに扶養親族数が記載されているものを提出してください。 ○令和8年1月1日時点において、住民票のある役所から取得できます。 ○海外在住等により原本を提出できない場合は、申請書の「3. 申請経緯」に提出できない理由を記入してください。 ○住民税の決定通知書（市町村民税・道府県民税・税額決定通知書）は提出不可です。

2. 申請者区分に応じて提出する書類

(2) 「B独立生計者」に該当する者が提出する書類

認定条件	必要書類
①所得税法上、父母等の扶養親族でないこと	→「3. チェック事項に該当する者が提出する書類（1）家計状況に関する書類」を確認してください。 ○年間の給与収入及び事業等の所得が123万円を超えない場合は、父母等の所得税法上の扶養親族でないことを確認できる書類（父母等の直近の源泉徴収票、確定申告書、扶養控除等異動申告書等）のコピーを提出してください。
②本人（又は配偶者）に生計維持に必要な収入・所得（預貯金を含む）があること	→「3. チェック事項に該当する者が提出する書類（1）家計状況に関する書類」を確認してください。 ○退職や休職により預貯金で生活している場合は、次の2点を提出してください。 ①退職（又は休職）証明書（源泉徴収票は提出不可） ②氏名と直近の預貯金残高を確認できる書類（通帳等）のコピー 【重要】 預貯金のみで生活しているが預貯金残高が123万円以下の場合は、この認定条件を満たさないため、独立生計者として申請できません。
③父母等と別居していること	世帯構成員全員分の住民票の原本（3か月以内に発行されたもの） ○次の3点が網羅されているものを提出してください。 ・世帯主氏名が記載されている（謄写省略されていない）こと ・令和8年10月1日時点における申請者の住所が記載されていること ・マイナンバーが記載されていない（謄写省略されている）こと 【重要】 父母等と世帯分離をしているが同じ住所の者、別居しているが住民票を移していない者（海外渡航中の者を除く）は、この認定条件を満たさないため、独立生計者として申請できません。
④父母等から経済的な援助を受けていないこと	様式1「独立生計申立書」

(3) 「C私費留学生」に該当する者が提出する書類

必要書類
世帯構成員全員分の在留カードのコピー又は住民票の原本（3か月以内に発行されたもの） ○次の4点が網羅されているものを提出してください。 ・在留資格が記載されている（謄写省略されていない）こと ・世帯主氏名が記載されている（謄写省略されていない）こと ・令和8年10月1日時点における申請者の住所が記載されていること ・マイナンバーが記載されていない（謄写省略されている）こと

3. チェック事項に該当する者が提出する書類

(1) 家計状況に関する書類

令和8年10月1日時点において、P11-P12に記載の「収入に関する書類の提出が必要な者」が令和8年10月から令和9年9月までの間に次のチェック事項に該当する収入がある場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項			必要書類
①	給与所得がある ※専従者、パート、アルバイトを含む (本学勤務以外)	令和7年1月1日以前から現在も同じ勤務先である	令和7年分給与所得の源泉徴収票のコピー ○勤務先から発行されるものです。
		令和7年1月2日以後、新たに就職又は転職し、現在も同じ勤務先である	様式2「給与支給見込証明書」 ○勤務先が証明するものです。 ○様式2「給与支給見込証明書」を提出できない場合は、次の2点を提出してください。 ①様式3「給与所得見込申立書」 ②直近3か月分の給与明細書・賞与明細書のコピー又は雇用契約書のコピー(通帳のコピーは提出不可)
②	給与以外の所得がある	令和7年1月1日以前から事業、不動産、利子、配当等の所得がある	令和7年分の確定申告書控 第一表・第二表(・第三表)のコピー ○電子申告(e-Tax)の場合は、受信通知も提出してください。 ○第二表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載されている場合は、別紙「所得の内訳書」も提出してください。 ○確定申告をしていない場合は、市区町村・都道府県民税申告書等の収入金額、必要経費、所得金額等を確認できる書類のコピーを提出してください。
		令和7年1月2日以後、新たに自営業を始めた(開業した)	様式4「事業所得見込申立書」 ○計算の根拠となる書類(青色申告決算書や帳簿のコピー等売上金額と経費を確認できるもの)も提出してください。
③	給与所得がある (本学勤務)		様式5「給与支給見込証明書(本学勤務用)」 ○勤務先部局の事務が証明するものです。事務担当者であれば、役職は問いません。指導教員が証明するものではありません。 ○源泉徴収票は提出不可です。 ○様式5「給与支給見込証明書(本学勤務用)」を提出できない場合は、次の2点を提出してください。 ①様式3「給与所得見込申立書」 ②発令及び労働条件通知書(別紙を含む)のコピー
④	フェローシップやリーディングプログラム等の研究奨励金を受給している		採用期間及び受給額を確認できる書類のコピー
⑤	給付型奨学金を受給している		①様式6「奨学金受給状況申告書」 ②採用期間及び受給額を確認できる書類のコピー

3. チェック事項に該当する者が提出する書類

(1) 家計状況に関する書類

令和8年10月1日時点において、P11-P12に記載の「収入に関する書類の提出が必要な者」が令和8年10月から令和9年9月までの間に次のチェック事項に該当する収入がある場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項			必要書類
⑥	年金を受給している	・老齢年金（国民／厚生） ・共済年金（退職共済等） ・企業年金（退職年金等） ・個人年金 ・遺族年金 ・障害年金 ・その他年金 等	①様式7「年金受給状況申告書」 ②受給額を確認できる書類（年金額改定通知書、年金振込通知書等）のコピー（源泉徴収票は提出不可）
⑦	失業手当を受給している		雇用保険受給資格者証第1面～第4面のコピー ○基本手当日額及び所定給付日数を確認できるものがが必要です。
⑧	労働者災害補償保険を受給している		受給額を確認できる書類（支給決定通知、支払振込通知等）のコピー
⑨	傷病手当金を受給している		受給額を確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー

(2) 家庭状況に関する書類

令和8年10月1日時点において、次のチェック事項に該当する世帯である場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項			必要書類
⑩	世帯構成員に就学者がいる世帯である (小・中学校は除く)	・高等学校 ・高等専門学校 ・大学、大学院	学生証のコピー又は在学証明書 ○発行日又は有効期限により在学していることを確認できるものがが必要です。 ○在学証明書は、在学学校が証明するもので、令和8年4月以降に証明されたものがが必要です。
		・専修学校 (高等課程、専門課程)	様式8「在学状況証明書」 ○在学学校が証明するもので、令和8年4月以降に証明されたものがが必要です。
⑪	ひとり親世帯である	【ひとり親世帯の構成】 ①本人がひとり親（父又は母）によって養育されている ②本人が父母以外の者（祖父母、兄弟姉妹等）によって養育されている ③独立生計者又は私費留学生である本人がひとり親として自身の子を養育している ※独立生計者及び私費留学生については、申請者が家計支持者となるため、ひとり親世帯の構成のうち①及び②には該当しません。	①様式9「ひとり親世帯申立書」 ②戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本又は児童扶養手当証書のコピー

3. チェック事項に該当する者が提出する書類

(2) 家庭状況に関する書類

令和8年10月1日時点において、次のチェック事項に該当する世帯である場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項		必要書類
⑫ 世帯構成員に 障害のある者 がいる世帯である	身体障害のある者又はこれに準ずる者	身体障害者手帳のコピー
	知的障害のある者と判定された者	療育手帳のコピー
	精神上の障害のある者又はこれに準ずる者	精神障害者保健福祉手帳のコピー
	常に就床を要し複雑な介護を要する者（要介護2以上）	介護保険要介護認定結果通知書のコピー又は介護保険被保険者証のコピー
	公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある者	公害医療手帳のコピー
⑬	生活保護費を受給する世帯	受給を確認できる書類（保護決定（変更）通知書等）のコピー
⑭	世帯構成員に 原子爆弾により被爆した者 がいる世帯である	被爆者健康手帳のコピー
⑮	世帯構成員に長期療養者（療養期間が6か月以上の者又は医師の証明書等により6か月以上の療養が必要であると認められる者）がいる世帯である ○令和7年10月から令和8年9月までの間の療養費（自己負担額から保険や高額療養費等の補填額を差し引いた金額）が対象です。 【対象となる費目】 (1)入院分 ・病院、診療所への入院費用 (2)外来分 ・医師又は歯科医師に支払った診療費又は治療費 ・マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に支払った治療費（保険適用外のものを除く） (3)介護サービス ・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額 ・看護人に支払った費用（看護人に対する賄い費を含む） (4)薬代・その他 ・医師等の指示により、治療又は療養のために支出した医薬品代 ・病院、診療所へ通院するために支出した交通費 ※食事代・個室料・診断書料は対象外です。	様式10「長期療養者に係る療養費証明書」 ○診療機関が証明するものです。 ○診療機関による証明を受けることができない場合は、次の3点を提出してください。 ①様式10「長期療養者に係る療養費証明書」（申請者が作成） ②医療費の支払額を確認できる書類（領収書、医療費通知等）のコピー ③診断書（6か月以上の療養が必要であることを確認できるもの）のコピー ○保険金を受け取っている場合は、受取日及び受取額を確認できる書類のコピーも提出してください。

3. チェック事項に該当する者が提出する書類

(2) 家庭状況に関する書類

令和8年10月1日時点において、次のチェック事項に該当する世帯である場合は、必要書類を提出してください。

チェック事項		必要書類
①⑥	令和8年4月（新入生は令和7年10月）から令和8年9月までの間において、 家計支持者が死亡 した	死亡診断書のコピー ○死亡年月を確認できるものがが必要です。
①⑦	令和8年4月（新入生は令和7年10月）から令和8年9月までの間において、 申請者又は家計支持者が風水害等の災害 を受けた	①罹災（被災）証明書のコピー ②被害額を確認できる書類（保険金、損害賠償による補償額を確認できるもの等）のコピー ○被害額を確認できる書類がない場合は、 ①罹災（被災）証明書のコピー のみ提出してください。
①⑧	東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震及び能登半島地震 により、申請者又は家計支持者が被災した	①罹災（被災）証明書のコピー ②被害額を確認できる書類（保険金、損害賠償による補償額を確認できるもの等）のコピー ○被害額を確認できる書類がない場合は、 ①罹災（被災）証明書のコピー のみ提出してください。

(参考 1) 源泉徴収票の金額を記入する場合

源泉徴収票の「支払金額」が 6,202,740 円となっているため、申請書に記入する金額は、6,202 (千円) となります。

令和 7 年分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	〒060-0817 札幌市北区北 1 7 条西 8 丁目		氏 名	(受給者番号)		
					(フリガナ) ホクダイ タロウ		
					(役職名) 北大 太郎		
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額	
給与	内 千 円 6 202 740	千 円 4 420 000		千 円 1 103 701		千 円 235 700	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
有 無 従 有 従 無	千 円	特 定 老 人 人 従 人 内	そ の 他 人 従 人 内	特 別 人 内	千 円	千 円	千 円
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額		円 国民年金保険料等の金額		円 配偶者の合計所得		千 円	
				円 個人年金保険料の金額		千 円	
				円 旧長期損害保険料の金額		千 円	
未成年者	乙 欄	本人が障害者 特 別	本人が障害者 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 生
							死 亡 退 職
							災 害 者
							外 国 人
				中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日	
				就 職 退 職 年 月 日		明 大 昭 平 年 月 日	
				* 6 8 1			
支 払 者	住所(居所) 又は所在地						
	氏 名 又 は 名 称	(電話)					
整 理 欄	①	②		3 1 5 - 1			

VI. 窓口一覧

所属	担当窓口	宛先	メールアドレス
学部1年生と水産学部（2年生のみ）	学務部奨学・キャリア支援課 奨学支援担当	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	syogaku@academic.hokudai.ac.jp
現代日本学プログラム課程	学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	mjsp@oia.hokudai.ac.jp
ISP（1年次のみ）	学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	isp@oia.hokudai.ac.jp
文学部/大学院文学院	文学事務部 教務担当	〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目	lkyom@let.hokudai.ac.jp
法学部/法学研究科/法科大学院	法学部事務部 学事担当	〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目	gakuji@juris.hokudai.ac.jp
大学院情報科学院	情報科学研究院事務課 教務担当	〒060-0814 札幌市北区北14条西9丁目	kyomu-stu@ist.hokudai.ac.jp
水産学部（3～4年生）/大学院水産科学院	函館キャンパス事務部 学生担当	〒041-8611 函館市港町3-1-1	gakusei@fish.hokudai.ac.jp
大学院環境科学院	環境科学事務部 教務担当	〒060-0810 札幌市北区北10条西5丁目	kyomu@ees.hokudai.ac.jp
理学部	理学・生命科学事務部事務課 教務担当	〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目	rkyo1@sci.hokudai.ac.jp
大学院理学院	理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当	〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目	r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp
農学部/大学院農学院	農学・食資源学事務部 教務担当	〒060-8589 札幌市北区北9条西9丁目	kyomu@agr.hokudai.ac.jp
大学院生命科学院 生命科学専攻生命融合科学コース、生命システム科学コース/ソフトマター専攻所属学生	理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当	〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目	r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp
大学院生命科学院 臨床薬学専攻及び生命科学専攻生命医薬科学コース所属学生	薬学事務部 教務担当	〒060-0812 札幌市北区北12条西6丁目	kyomu@pharm.hokudai.ac.jp
教育学部/大学院教育学院	教育学事務部 教務担当	〒060-0811 札幌市北区北11条西7丁目	edkyomu@edu.hokudai.ac.jp
大学院国際広報メディア・観光学院	メディア・観光学事務部 教務担当	〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	kyomu@imc.hokudai.ac.jp
医学部保健学科/大学院保健科学院	保健科学研究院事務課 教務担当	〒060-0812 札幌市北区北12条西5丁目	kyomu@hs.hokudai.ac.jp

所属	担当窓口	宛先	メールアドレス
工学部/大学院工学院	工学系事務部教務課 学生支援担当	〒060-8628 札幌市北区北13条西8丁目	k-gaksei@eng.hokudai.ac.jp
大学院総合化学院	総合化学院事務室 教務担当	〒060-8628 札幌市北区北13条西8丁目	c-sougou@cse.hokudai.ac.jp
経済学部/大学院経済学院	経済学事務部 教務担当	〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目	ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp
医学部医学科	医学系事務部総務課 医学科教務担当	〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目	kyomu@med.hokudai.ac.jp
大学院医学院	医学系事務部総務課 医学院教務担当	〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目	d-tanto@med.hokudai.ac.jp
歯学部/大学院歯学院	歯学事務部 教務担当	〒060-8586 札幌市北区北13条西7丁目	kyomu@den.hokudai.ac.jp
獣医学部/大学院獣医学院	獣医学系事務部 教務担当	〒060-0818 札幌市北区北18条西9丁目	kyomu@vetmed.hokudai.ac.jp
大学院医理工学院	医学系事務部総務課 医理工学院教務担当	〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目	d-tanto@med.hokudai.ac.jp
大学院国際感染症学院	獣医学系事務部 教務担当	〒060-0818 札幌市北区北18条西9丁目	kyomu@vetmed.hokudai.ac.jp
大学院国際食資源学院	農学・食資源学事務部 教務担当	〒060-8589 札幌市北区北9条西9丁目	kyomu@agr.hokudai.ac.jp
公共政策大学院	法学部事務部 学事担当	〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目	gakuji@juris.hokudai.ac.jp
薬学部	薬学事務部 教務担当	〒060-0812 札幌市北区北12条西6丁目	kyomu@pharm.hokudai.ac.jp